

## 設置の趣旨等を記載した書類

### (目次)

1	設置の趣旨及び必要性	P. 2
2	(修士課程の設置の場合) 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。	P. 5
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	P. 5
4	教育課程の編成の考え方及び特色	P. 6
5	教員組織の編成の考え方及び特色	P. 13
6	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P. 15
7	特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	P. 24
8	教育課程連携協議会について (※専門職大学院のみ)	P. 24
9	施設、設備等の整備計画	P. 24
10	基礎となる学部 (又は修士課程) との関係	P. 25
11	入学者選抜の概要	P. 26
12	取得可能な資格	P. 33
13	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	P. 33
14	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	P. 33
15	社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所 (サテライトキャンパス) で実施する場合	P. 33
16	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	P. 33
17	通信教育を行う課程を設ける場合	P. 33
18	管理運営	P. 33
19	自己点検・評価	P. 34
20	認証評価	P. 34
21	情報の公表	P. 34
22	教育内容等の改善を図る組織的な研修等	P. 34

## 1 設置の趣旨及び必要性

### ア 研究科設置の理由及び必要性

大阪市立大学と大阪府立大学を母体として開設される大阪公立大学は、幅広い学問体系を擁する総合大学として優れた人材を育成することをめざすが、法学研究科法学政治学専攻も当然ながら、その一翼を担う重要な組織のひとつとして位置付けられるものである。

大阪公立大学の前身校のひとつである大阪市立大学においては、1949（昭和24）年の新制大学としての発足と同時に法文学部が設置された。1953（同28）年に法文学部は法学部と文学部とに分割され、法学部は独立した学部となったが、その際、法学研究科も同時に設立された。当初から修士課程と博士課程を並立させていたこと、また旧制大学を母胎とする国立大学が新制大学院を発足させたのも同年であったことに鑑みれば、大阪市立大学大学院法学研究科は長い伝統を有する組織といえることができる。

爾来、約70年にわたって大阪市立大学大学院法学研究科は、多くの有為の人材を社会に送り出し、第一線で活躍する法学・政治学の研究者を多数輩出してきた。大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻においても、このような大阪市立大学大学院法学研究科における伝統を継承しつつ、国内外で活躍する法学・政治学の研究者及び高度職業人を養成するべく、最高水準の教育・研究をめざす。

元来、法学研究科において研究対象となる法学及び政治学は、民主主義社会における基盤的な研究領域であるとともに、その中核を担う市民を育成するために不可欠な学問領域でもある。にもかかわらず、近年とりわけ法科大学院制度の発足以降、全国的に法学政治学の研究者を目指す大学院生は減少傾向にあり、将来の法学及び政治学研究を担う研究者の養成は喫緊の課題となっている。また、研究者を志望する学生が、限られた大学の法学研究科に遍在する傾向にあることから、わが国の将来の豊かな法学・政治学研究の発展のためにも、また、多様なバックグラウンドを有する諸外国の法学・政治学研究者との学術的交流の機会を拡充するためにも、研究者の多様性の確保は不可欠であると考えられる。

大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻は、長年にわたり法学・政治学の研究教育機関として重要な役割を果たしてきた大阪市立大学大学院法学研究科の伝統を継承しつつ、高度な水準で法学・政治学の研究を遂行するとともに、民主主義社会の中核を担う市民を育成する高い能力を有する研究者の養成をめざす。具体的には、後述する博士前期課程理論研究プログラム及び博士後期課程がこのような研究者養成に照準を合わせた教育課程として位置付けられる。

それに加え、法学研究科法学政治学専攻は、今日の社会状況を踏まえ、公務の領域と企業活動の領域とのいずれにおいても必要とされる合理的な判断能力の習得に留意しつつ、法学・政治学の高度な専門的知識をも備えた自律的な職業人を育成することにも意を用いる。

すなわち、公務の領域においては、社会成員の福利の総計を増大させることと、一人ひとりの社会成員の権利を保障することとの、精密な衡量が求められる。また、企業活動の領域

においては、営利追求と企業としての社会的責任の履行との、これもまた精密な衡量が求められている。そして、そうした衡量を、経済と社会のグローバル化やそれに随伴する多文化化を前提として行わなければならないのが、今日の状況である。合理的な判断とは、何よりもまず、そうした衡量を過誤なく遂行した結果としての判断であるが、そうした判断を遂行する能力は法学部での教育によって身に付けることが可能となる。しかし、より深く法学・政治学研究の世界に分け入り、社会科学的な素養や法的思考力さらには表現力などを陶冶することにより、こうした能力がいつそう高められることは言うまでもない。

このように大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻は、ますます複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題に向き合い、より専門的な法学・政治学の知見を基礎とした合理的判断に基づき、粘り強く解決の道を探ることのできる自立的な高度職業人の育成をめざす。この機能は、博士前期課程に設置される課題展開プログラムが主として担うことになる。

また、上記のように、法学・政治学各領域の研究者養成機能を担うのは、主に博士前期課程に設置する理論研究プログラムおよび博士後期課程であり、前期・後期の両博士課程を通じた一貫教育・研究により、自律的に研究を遂行しうる能力を涵養する。ただし、後述するように、博士前期課程の課題展開プログラムや法曹養成専攻に在籍する優秀な学生に対しても、博士後期課程への進学と研究職への道を広く開くことで、様々な背景や経歴を有する学生たちが刺激しあい、切磋琢磨できる環境を整える。

以上に述べたような法学研究科法学政治学専攻の特徴は、法学部を基礎とし、それとの接続を意識したものであることに依るが、それ以外にも外国人留学生や社会人など、多様なバックグラウンドを有する志願者に対しても広く門戸を開くとともに、法学・政治学を専攻してこなかった者に対しても、アドミッション・ポリシーに照らしその基礎的素養を確認したうえで積極的に受け入れを行い、法学・政治学研究者及び高度職業人の養成をめざす。

なお、「学生の確保の見通し等を記載した書類」のとおり、本研究科においては、長期的かつ安定的に学生を確保することができる。

当然のことながら博士前期課程の理論研究プログラム・課題展開プログラム、博士後期課程とともに、その教育に当たっては、学生に研究者及び高度職業人としての高い倫理性を求める。

#### イ 人材養成の方針及びディプロマポリシー

大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻は、以下のような人材を養成することを目的とする。

- ・高度な水準で法学・政治学の研究を遂行するとともに、民主主義社会の中核を担う市民を育成する高い能力を有する研究者
- ・複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題に向き合い、より専門的な法学・政治学の知見を基礎とした合理的判断に基づき、粘り強く解決の道を探ることのできる自立的

な高度職業人

このうち研究者については、前身校である大阪市立大学大学院法学研究科法学政治学専攻の伝統を着実に承継し、民主主義社会における基盤的研究領域である法学・政治学について、自己の専門分野に偏重することなく、幅広い視点を持ち、柔軟で粘り強くそして常に高い水準で研究を遂行する能力を涵養し、民主主義社会の中核を担う市民を育成することのできる研究者（主に大学教員）となることが期待される。

高度職業人に関しては、前述の通り、公務の領域においては、社会成員の福利の総計の増大化と個々の社会成員の権利保障との精密な衡量が、また、企業活動の領域においては、営利追求と社会的責任の履行との精密な衡量が求められる複雑化した日本社会・国際社会に対応するため、博士前期課程における法学・政治学の研究を通じ、社会科学的な素養、法的思考力、表現力などを陶冶することにより、学士課程修了者よりもさらに高度かつ専門的知識を備えた自立的職業人となることが期待される。

以上のような方針に基づき、博士前期課程および博士後期課程のディプロマポリシーを、次のように定める。

（博士前期課程のディプロマポリシー）

法学研究科は、所定の単位を修得することにより、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加えて、以下のような規準を満たした学生に、修士学位を授与する。

- (1) 比較法的・歴史的・基礎法的研究を行う能力を修得できた学生
- (2) 政治に関する高度の研究を行う能力を修得できた学生
- (3) 法学・政治学に関する高度の専門性を必要とする職業を担う能力を修得できた学生

（博士後期課程のディプロマポリシー）

法学研究科は、所定の単位を修得することにより、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加えて、以下のような規準を満たした学生に、博士学位を授与する。

- (1) 比較法的・歴史的・基礎法的研究を自立して行う能力を修得できた学生
- (2) 政治に関する高度の研究を自立して行う能力を修得できた学生

## ウ 修了後の進路

（博士前期課程）

法学・政治学の研究者、公務員、学校教員、裁判所職員、民間企業、国際関係機関職員等

（博士後期課程）

法学・政治学の研究者（学術機関はもとより、国内外の公的機関等で実務に従事する者も含む。）

エ 研究対象とする中心的な学問分野

(博士前期課程・博士後期課程)

法学、政治学

オ 教育研究上の数量的・具体的な到達目標等

該当なし

2 (修士課程の設置の場合) 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

該当なし

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

ア 研究科、専攻等の名称及び当該名称とする理由

(博士前期課程)

名称：法学研究科法学政治学専攻博士前期課程

理由：課程において行う教育研究の中心的な分野が法学・政治学であり、その教育研究を担うのが、法学と政治・行政学を専門分野とする研究者であるため、従来からわが国において広く用いられ受容されている名称を用いる。

(博士後期課程)

名称：法学研究科法学政治学専攻博士後期課程

理由：課程において行う教育研究の中心的な分野が法学・政治学であり、その教育研究を担うのが、法学と政治・行政学を専門分野とする研究者であるため、従来からわが国において広く用いられ受容されている名称を用いる。

イ 学位の名称及び当該名称とする理由

(博士前期課程)

名称：修士（法学）

理由：課程において教育研究を行う中心的分野が法学・政治学であり、これらを専門的に学習・研究することで、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加え、研究能力や高度の専門性を有する職業を担う能力を修得できた者に与えられる学位であるため。

(博士後期課程)

名称：博士（法学）

理由：課程において教育研究を行う中心的分野が法学・政治学であり、これらを専門的に学

習・研究することで、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加え、比較法的・歴史的・基礎法的研究あるいは政治に関する高度の研究を自立して行う能力を獲得した者に与えられる学位であるため。

#### ウ 研究科、専攻等及び学位の英訳名称

研究科英訳名称：Graduate School of Law

専攻英訳名称：Department of Law and Political Science

学位英訳名称：Master of Laws [修士（法学）]

Doctor of Laws [博士（法学）]

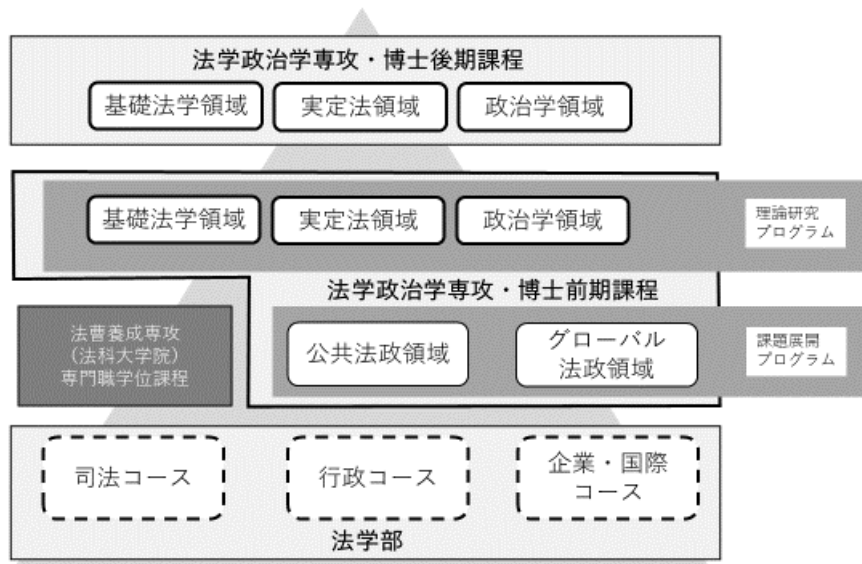
## 4 教育課程の編成の考え方及び特色

### ア 教育課程の編制方針（カリキュラムポリシー）

#### (1) 博士前期課程

博士前期課程では、研究者養成と高度職業人養成という課程制大学院の趣旨を踏まえ、前者に照準を合わせた理論研究プログラムと後者に照準を合わせた課題展開プログラムを設置する。これまで大阪市立大学大学院法学研究科においても、研究者養成及び高度職業人養成の双方を視野に入れた人材養成を進めてきたところであるが、さらなるカリキュラムの体系化と充実を図るため、2つのプログラムとして明示的に導入することとしたものである。また、「コース」ではなく「プログラム」を採用するのは、カリキュラムの体系性は堅持しつつも、学生の関心や進路に応じたより柔軟な履修選択を可能とするためである。

かかる目的に鑑み、理論研究プログラムでは、専攻領域の特性に応じ、基礎法学領域・実定法領域・政治学領域に区分し、博士後期課程の緊密な接続を意識したカリキュラムとする。課題研究プログラムでは、本学法学部の行政コース及び企業・国際コースからの接続を踏まえて、前者に対応するものとして公共法政領域を、後者に対応するものとしてグローバル法政領域に区分したカリキュラムを構築する（下図参照）。



以上を踏まえて、博士前期課程では、次のカリキュラムポリシーにより、教育課程を編制するものとする。

法学研究科法学政治学専攻博士前期課程は、学生が、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加えて、比較法的・歴史的・基礎法的研究能力を修得し、また、政治に関する高度の研究を行う能力を修得し、さらに、法学・政治学に関する高度の専門性を必要とする職業を担う能力を修得できるようにするために、以下の科目を開講する。

- (1) 研究倫理及び法学・政治学における多様な研究方法を修得しうる科目を開講する。
- (2) 法学・政治学における幅広い視野を涵養するため、基盤的な素養を修得しうる科目を開講する。
- (3) 法学・政治学における理論的・先端的な研究能力を養う科目を開講する。
- (4) 法学・政治学における問題関心を喚起し、課題の探求に必要な能力を養う科目を開講する。
- (5) 研究を着実に進展させ、水準の高い修士論文の執筆を促進するための科目を開講する。

上記の諸科目における学修成果は、授業中の研究報告や質疑討論、レポート、及び定期試験等により評価することとし、その評価方法については、授業内容の詳細とあわせてシラバスにおいて科目ごとに明示した上で厳格に判定する。

修士論文については、予め明示する「学位論文評価基準」に照らし、理論研究プログラムにあっては、法学・政治学の専攻分野における学術的課題の把握と一定程度の研究遂行能力

を示しているかという観点から、課題展開プログラムにあつては、特定課題についての法学・政治学的な学術的課題の把握とそれに応じた研究遂行能力を示しているかという観点から、厳正に評価する。

## (2) 博士後期課程

博士後期課程では、法学・政治学分野における博士後期課程での人材養成が研究者養成を基礎に置いていることに鑑み、主に研究者養成に照準をあわせたカリキュラムを構築する。これまで大阪市立大学大学院法学研究科においても、法学・政治学の双方において、研究者養成を継続的に行ってきた実績を有しているが、より円滑な博士学位取得を促進するため、段階的な研究指導を強化する。

以上を踏まえて、博士後期課程では、次のカリキュラムポリシーにより、教育課程を編制するものとする。

法学研究科法学政治学専攻博士後期課程は、学生が高度な研究を自立して行うために必要となる、高い倫理性に裏付けられた深い教養と豊かな学識に加えて、比較法的・歴史的・基礎法的研究能力を修得し、また、政治に関する高度の研究を行う能力を修得できることを目的として、以下の科目を開講する。

- (1) 高度な研究倫理を修得しうる科目を開講する。
- (2) 法学・政治学における理論的・先端的な高度の研究能力を養う科目を開講する。
- (3) 研究を着実に進展させ、最高水準の博士論文の執筆を促進するための科目を開講する。

上記の諸科目における学修成果は、授業中の研究報告や質疑討論及びレポート等により評価することとし、その評価方法については、授業内容の詳細とあわせてシラバスにおいて科目ごとに明示した上で厳格に判定する。

博士論文については、予め明示する「学位論文評価基準」に照らし、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を示しているかという観点から厳正に評価する。

## イ 教育課程の概要及び特色

### (1) 博士前期課程

博士前期課程では前述のように研究者養成に照準を合わせた理論研究プログラムと高度職業人養成に照準を合わせた課題展開プログラムを設置する。これに応じて、博士前期課程の教育課程は、①大学院共通教育科目、②共通科目、③理論研究科目、④課題展開科目、⑤研究指導科目に区分し編成する。このうち、①大学院共通教育科目は全学で設置する科目であり、法学研究科で設置する科目は②～⑤の各科目群である。



### ①大学院共通教育科目

研究科横断的に開講される科目であり、このうち 1 年次前期に集中形式で開講される研究公正 A が必修である。この科目を通じて、研究倫理について分野横断的に検討し修得することにより、修士論文をはじめとする学術研究の研究倫理面での基礎を養う。その他の科目については、自由科目として、修了要件単位に含まれないものではあるが、学生の関心に応じて自由に履修することができるようにする。

### ②共通科目

理論研究プログラム及び課題展開プログラムに共通する法学・政治学に関する基盤となる事項について演習形式で修得する科目群である。いずれのプログラムの学生も選択必修科目として履修することができる法学政治学ワークショップは、修士論文の執筆に必要な多様な研究アプローチをワークショップ形式で検討する 1 単位の演習科目である。そのため、1 年次後期に配当する集中開講方式を採用するとともに、教員も基礎法学領域・実定法領域・政治学領域から担当して多角的な検討を可能とする等、相互研鑽の場として機能させる。法学政治学演習は、分野ごとに多彩に展開する 2 単位の演習科目である。法学政治学演習については、開講テーマが異なる場合には、複数のクラスを履修できるものとする。

### ③理論研究科目

理論研究プログラムの学生に照準を合わせ、法学政治学の研究者として自立するために必要な理論的・先端的な能力の向上を目指す 2 単位の演習形式の科目である。理論研究プログラムの学生は、この科目群より 8 単位以上修得する必要がある。課題展開プログラムの学生も関心に応じて履修することができる。概ね、学生自身の専攻分野に近接する科目から修得し、その後、関連科目に進むことを想定するため、科目の履修者は 1 年次生と 2 年次生が混在する形態をとり、両学年に配当するものとする。

かかる目的から、専攻領域の特性に応じ、基礎法学領域・実定法領域・政治学領域に区分し、学生の履修選択及び履修指導の参考とする。以下に見るように、各領域においては、専任教員の研究領域（分野）に対応するかたちで、大括りの授業科目編成とするが、これは理論的・先端的な論点を扱うにあたっては、分野を横断的に扱うことで、より高い教育効果を得られる場合が多々あるという考えによる。例えば、外国法研究において大陸法圏と英米法圏を比較したり、民事法研究において実体法と訴訟法を架橋したり、といったことを可能とするためである。このように大括りの科目編成の中で、各教員が最先端の研究動向を踏まえて意欲的に選定する開講テーマの中から、受講生は自らが専攻する分野を深く学ぶとともに、隣接関連分野も含めて広く学ぶ機会として活用することが期待される。このため、理論研究科目については、開講テーマが異なる場合には、複数のクラスを履修できるものとする。

基礎法学領域については、法に関して、哲学的あるいは社会科学観から多角的かつ原理的な検討を行う法理論研究や、歴史的に考察する法制史研究、及び英米法・ドイツ法・

アジア法といった多様な法文化を扱う外国法研究からなる。実定法領域は、憲法・行政法・租税法等を扱う公法研究、刑法・刑事訴訟法等を扱う刑事法研究、民法・商法・民事訴訟法等を扱う民事法研究、労働法・社会保障法・経済法等社会と経済の境界領域を扱う社会法研究、及び国際公法・国際私法を幅広く扱う国際関係法研究を設ける。政治学領域では、原論的・思想的アプローチをとる政治理論研究、実証的な政治分析を扱う政治過程研究、歴史的アプローチから迫る政治外交史研究、国際関係と地域研究を扱う国際政治研究、及び行政分析と公共政策を扱う行政学研究の各科目を設置する。

なお、理論研究科目は原則として、博士後期課程の専攻科目として合併開講することとし、博士後期課程を見据えた教育を行うことを可能とする。

#### ④課題展開科目

課題展開プログラムの学生に照準を合わせ、学生の深い関心を引き出し、課題の探求に必要な能力の向上を目指す 2 単位の講義形式の科目である。当該分野における発展的学習に不可欠な論点を盛り込むとともに、一定の事前学習を前提に受講生が主体的に参加し双方向的に進めていく方法を軸に据える。課題展開プログラムの学生は、この科目群より 8 単位以上修得する必要がある。理論研究プログラムの学生も関心に応じて履修することができる。概ね、学生自身の専攻分野に近接する科目から修得し、その後、関連科目に進むことを想定しているため、科目の履修者は 1 年次と 2 年次が混在する形態をとり、両学年に相当するものとする。

かかる目的から、法学と政治学の別なく横断的に扱うため、本学法学部の行政コース及び企業・国際コースからの接続を踏まえて、前者に対応するものとして公共法政領域を、後者に対応するものとしてグローバル法政領域に区分し、学生の履修選択及び履修指導の参考とする。なお、もう一つの司法コースに該当する基幹的な実定法分野については、法曹養成専攻（法科大学院）が主な接続先となることを踏まえつつも、課題展開プログラムの科目としても不可欠なことから、その内容により、公共法政領域とグローバル法政領域の科目に振り分けている。

公共法政領域については、憲法特論、行政法特論、租税法特論、刑事法特論、刑事政策特論（隔年）、民法特論 A・B、労働法特論、社会保障法特論、法哲学特論（隔年）、法社会学特論、日本法制史特論 A・B（隔年交互）、政治学特論、政治学史特論、行政学特論を開講する。グローバル法政領域については、企業法特論、民事手続法特論、倒産法特論 A・B、経済法特論、国際法特論、国際人権法特論（隔年）、国際組織法特論、国際民事手続法特論、国際家族法特論、国際財産法特論、国際経済法特論（隔年）、国際取引法特論（隔年）、英米法特論、ドイツ法特論 A・B（隔年交互）、中国法特論、比較政治学特論、欧州政治外交史特論、国際政治特論を開講する。

#### ⑤研究指導科目

理論研究プログラム及び課題展開プログラムの学生が、自らの研究を着実に進展させ、水準の高い修士論文の執筆を支援するために設定された科目群である。両プログラムとも、原則として研究指導教員が開講する研究指導科目を履修するものとする。また、いずれの科目も、指導教員と学生との個人指導またはごく少人数による集団指導を特徴とし、個々の学生の問題意識や研究の進捗度合いに応じて適切な指導を行う。また、具体的な研究指導の時間配分や指導の方式については、対面での指導はもとより、電子メール等のコミュニケーションツールやビデオ面談方式等の活用も図りつつ、個々の事情に応じて適切に選択する。事前事後学習を含めて研究指導に要する時間を総合的に考慮し、4単位科目として設定する。

理論研究プログラムでは、まず、修士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について綿密な指導を行う修士研究指導1を2年次前期に担当する。それを踏まえて、修士論文の完成に向けて、論点の整理や堅固な論証について、高度な個人指導を施すことで、具体的な論文執筆を支援することを目的とする修士研究指導2を2年次後期に担当する。課題研究プログラムでは、特定課題をテーマとして、学生の進捗にあわせて綿密に指導を行う課題論文指導を2年次後期に担当する。なお、理論研究プログラムにおいては修士研究指導1及び2の計2科目8単位が、課題展開プログラムにおいては課題論文指導1科目4単位が必修として設定されており、確実に研究指導を行う体制を整えている。

## (2) 博士後期課程

博士後期課程では前述のように研究者養成に照準を合わせている。そのため、博士後期課程の教育課程は、①大学院共通教育科目、②専攻科目、③研究指導科目に区分し編成する。このうち、①大学院共通教育科目は全学で設置する科目であり、法学研究科で設置する科目は②及び③の科目群である。

### ①大学院共通教育科目

研究科横断的に開講される科目であり、このうち1年次前期に集中形式で開講される研究公正Bが必修である。この科目を通じて、研究倫理について分野横断的に検討し修得することにより、博士論文をはじめとする学術研究の研究倫理面での基礎を養う。その他の科目については、自由科目として、修了要件単位に含まれないものではあるが、学生の関心に応じて自由に履修することができるようにする。

### ②専攻科目

法学政治学の研究者として自立するために必要な理論的・先端的な能力の向上を目指す2単位の演習形式の科目である。博士後期課程の学生は、この科目群より4単位以上修得する必要がある。また、研究を進展させるため、必要に応じて、関連分野の科目も積極的に履修していくことが推奨されるが、概ね、学生自身の専攻分野に近接する科目から修得し、その後、関連科目に進むことが想定される。したがって、科目の履修者は1年次から3年次

までが混在する形態をとり、全学年に配当するものとする。

かかる目的から、専攻領域の特性に応じ、基礎法学領域・実定法領域・政治学領域に区分し、学生の履修選択及び履修指導の参考とする。以下に見るように、各領域の中で大括りの授業科目編成とするが、これは理論的・先端的な論点を扱うにあたっては、分野を横断的に扱うことで、より高い教育効果を得られる場合が多々あるという考えによる。例えば、外国法研究において大陸法圏と英米法圏を比較したり、民事法研究において実体法と訴訟法を架橋したり、といったことを可能とするためである。このように大括りの科目編成の中で、各教員が最先端の研究動向を踏まえて意欲的に選定する開講テーマの中から、受講生は自らが専攻する分野を深く学ぶとともに、隣接関連分野も含めて広く学ぶ機会として活用することが期待される。このため、専攻科目については、開講テーマが異なる場合には、複数のクラスを履修できるものとする。

基礎法学領域については、法に関して、哲学的あるいは社会科学的な観点から多角的かつ原理的な検討を行う法理論研究や、歴史的に考察する法制史研究、及び英米法・ドイツ法・アジア法と多様な法文化を扱う外国法研究からなる。実定法領域は、憲法・行政法・租税法等を扱う公法研究、刑法・刑事訴訟法等を扱う刑事法研究、民法・商法・民事訴訟法等を扱う民事法研究、労働法・社会保障法・経済法等社会と経済の境界領域を扱う社会法研究、及び国際公法・国際私法を幅広く扱う国際関係法研究を設ける。政治学領域では、原論的・思想的アプローチをとる政治理論研究、実証的な政治分析を扱う政治過程研究、歴史的アプローチから迫る政治外交史研究、国際関係と地域研究を扱う国際政治研究、及び行政分析と公共政策を扱う行政学研究の各科目を設置する。

なお、専攻科目は原則として、博士前期課程の理論研究科目として合併開講することとし、博士前期課程との接続を意識した教育を行うことを可能とする。

### ③研究指導科目

博士後期課程の学生が、自らの研究を着実に進展させ、最高水準の博士論文の執筆を支援するために設定された科目群である。原則として研究指導教員が開講する研究指導科目を履修するものとする。また、いずれの科目も、指導教員と学生との個人指導またはごく少人数による集団指導を特徴とし、個々の学生の問題意識や研究の進捗度合いに応じて適切な指導を行う。また、具体的な研究指導の時間配分や指導の方式については、対面での指導はもとより、電子メール等のコミュニケーションツールやビデオ面談方式等の活用も図りつつ、個々の事情に応じて適切に選択する。事前事後学習を含めて研究指導に要する時間を総合的に考慮し、4単位科目として設定する。

まず、1年次に配当する博士研究指導1により、博士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について、先行研究を幅広く渉猟することを中心に綿密な指導を行う。その後、2年次に配当する博士研究指導2において、博士論文の完成に向けて、執筆計画を具体化するとともに、学術的な意義や新規性の所在について深く検討する等の個人指導を行う。3年

次に担当する博士研究指導 3 で、堅固な論証に必要な諸点について綿密な指導を行うことで、博士論文の総仕上げとし、標準年限での学位取得を目指す。なお、これら計 3 科目 12 単位は必修として設定されており、確実に研究指導を行う体制を整えている。

## 5 教員組織の編成の考え方及び特色

### ア 教員組織編成の考え方

上に述べた設置の趣旨、特色、教育課程等に鑑みて、大阪公立大学大学院法学研究科においては、いわゆる実定法領域は当然として、実定法の理解を支え、あるいは実定法に現れる価値を相対化する基礎法学領域、そして、法学と対をなす独立した重要分野であり、かつ、法学との間で有意義な学問的交流が可能な政治学領域を担当する教員を配置する必要がある。これらの授業科目にバランスよく専任の教授または准教授を配置することが大阪公立大学大学院法学研究科の基本的な考え方である。

### イ 教員組織編成の特色

前身である大阪市立大学大学院法学研究科は、上に示した基本的な考え方に基づき、主要な科目に専任教員（教授・准教授）を配置することによって、法学・政治学分野における研究者養成と高度職業人の訓練という使命を果たしてきた。

大阪市立大学大学院法学研究科の教員組織編成の特色として、主に次の 2 つを掲げることができる。1 点目は、所属教員が 35 名と小規模であるにもかかわらず、より多くの専門科目に専任教員を配置し、多様な専門分野の研究教育を可能としていること、2 点目は、組織間の国際的学術交流を継続して担いする教員を相当数配置してきたことである。

すなわち、前者については、基礎法学領域、政治学領域はもちろんのこと、実定法の領域においても、いわゆる六法科目のみならず、社会法分野や国際関係法分野についても教員を多数配置している。その結果、当該科目を単独で担当する専任教員が、35 名中 17 名在籍しているが、このように専門科目の多様性を確保することで、専門分野の枠を超えた学術的な意見交換が可能となり、多様な専門分野を志望する大学院生の入学と研究へのインセンティブを強化してきた。

また、後者については、大阪市立大学大学院法学研究科は、長年、ドイツのフライブルク大学法学部と、「日独法学シンポジウム」という日独法学部（法学研究科）間での学術交流活動を協働で開催し、継続性、多様性、包括性といった点で顕著な成果をあげてきた。これを一例として、大阪市立大学大学院法学研究科は、国際的学術交流を担いする教員を多数配置し、在籍する大学院生に知的刺激を与え続けてきた。

大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻は、上記のような大阪市立大学大学院法学研究科の伝統を継承しつつ、これに加え、大阪府立大学において法学・政治学を専攻する研究者 3 名を新たに配置し、教育研究体制をさらに充実させる。これにより、基本科目であ

る憲法の教育体制が充実するのみならず、新たに、租税法と比較政治を教育する体制が整うため、大阪市立大学法学研究科の特色の 1 つである専門分野の多様性が、大阪公立大学法学研究科においてさらに充実することとなる。

このように、大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻で教育を担当する教員の編成は、基本的には大阪市立大学大学院法学研究科を確実に承継しつつ、さらに上に述べたような新たな教員の加入により、大学院生の教育を実施するためにより適切なものとなる。

### ウ 専任教員の年齢構成

本研究科の設置時点と前期課程、後期課程それぞれの完成年度における専任教員の年齢構成には表 1 及び表 2 のとおり目立った偏りはなく、研究・教育の次世代への継承に支障はない。

専任教員のうち完成年度までに定年に達する者が 3 名いるが、そのうち 1 名は、担当する科目が主要科目であり、かつ、専門分野の特性等から同一専門分野の後任を直ちに確保することが困難であることから、本法人で定める規定「定年退職する教員を特例として新大学で勤務する教員として雇用する場合の取扱いについて」に基づき、定年に達した後も専任教員の身分で主要科目を担当する専任教員として完成年度まで雇用し、教育の実施に支障がないようにする。

定年後雇用する教員の後任となる教員は、教員構成のバランスを考慮し計画的にその確保に努めることとしており、本研究科の教員組織の継続性についても問題はない。

なお、下記の表において、後期課程の専任教員数よりも前期課程の専任教員数の方が少ないが、これは、法学研究科が別に設置する法曹養成専攻（法科大学院）の専任教員は前期課程の専任教員を兼ねることができないことによる。しかし、前期課程の専任教員数（28 名）は研究指導を行うに十分な数であり、専門科目の多様性も十分確保されている。また、法科大学院の専任教員で後期課程の専任教員を兼ねる 9 名の教員も、前期課程において兼担教員として授業を担当する。

表 1：前期課程専任教員数（年代別）

法学研究科法学政治学専攻博士前期課程								
職位	29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	合計
教授	0 人	0 人	2 人	7 人	4 人	2 人	0 人	15 人
准教授	0 人	4 人	9 人	0 人	0 人	0 人	0 人	13 人
講師	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	0 人	4 人	11 人	7 人	4 人	2 人	0 人	28 人

表 2：後期課程専任教員数（年代別）

法学研究科法学政治学専攻博士後期課程							
職位	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70歳 以上	合計
教授	0人	2人	10人	6人	3人	0人	21人
准教授	4人	10人	0人	0人	0人	0人	14人
合計	4人	12人	10人	6人	3人	0人	35人

※資料 1 定年退職する教員を特例として新大学で勤務する教員として雇用する場合の取り扱いについて

## 6 教育方法、履修指導方法及び修了要件

### ア 教育方法等

#### (1) 博士前期課程

法学政治学専攻の博士前期課程においては、前述のように、主に研究者養成に力点を置いた理論研究プログラムと、主に高度職業人養成を目的とする課題展開プログラムを設置する。これに応じて、博士前期課程の教育課程は、①大学院共通教育科目、②共通科目、③理論研究科目、④課題展開科目、⑤研究指導科目に区分し編成する。このうち、①大学院共通教育科目は全学で設置する科目であり、法学政治学専攻で設置する科目は②～⑤の各科目群である。理論研究プログラムと課題展開プログラムともに、博士前期課程では、指導教員や主専攻関連分野の担当教員だけでなく、多様な領域の教員からもきめ細かな教育指導を受けられるようにする。そもそも、一学年の定員が8人と少数であるため、講義科目と演習科目のいずれにおいても数人から十数人までの少人数での開講となる。具体的には以下のとおりである。

#### ① 大学院共通教育科目

大学院共通教育科目の研究公正 A については、研究科を横断して必要となる研究倫理等の知識を獲得することを目的として開講される講義である。そのため、必修科目となる研究公正 A を1年次前期に開講し、1年次での履修を推奨する。

#### ② 共通科目

いずれのプログラムの学生も選択必修科目として履修することができる法学政治学ワークショップは、1年次後期に配当する集中開講方式を採用し、修士論文の執筆に必要な多様

なアプローチをワークショップ形式で身につける。そのため、1年次後期に担当する集中開講方式の演習とし、教員も基礎法学領域・実定法領域・政治学領域それぞれの教員が担当して多角的な検討を可能とする等、相互研鑽の場として機能させる。

法学政治学演習は、2単位の演習科目である。隣接領域を学習する機会、及び法学部以外の学部から入学した学生等に対する基盤的な知見を修得する機会を提供するため、開講テーマが異なる場合には、複数のクラスを履修できるものとする。このため、1年次生と2年次生の両学年で履修可能とする。

### ③ 理論研究科目

理論研究プログラムの学生に照準を合わせ、法学政治学の自立した研究者となるために必要な理論的・先端的な能力の向上を目指す2単位の演習形式の科目である。学生自身の専攻分野に近接する科目から修得し、その後、関連科目に進むことを想定しているため、科目の履修者は1年次と2年次が混在する形態をとり、両学年に担当する。

### ④ 課題展開科目

課題展開プログラムの学生に照準を合わせ、学生の深い関心を引き出し、課題の探求に必要な能力の向上を目指す2単位の講義形式の科目である。当該分野における発展的学習に不可欠な論点を盛り込むとともに、一定の事前学習を前提に受講生が主体的に参加し双方向的に進めていく方法を軸に据える。学生自身の専攻分野に近接する科目から修得し、その後、関連科目に進むことを想定しているため、科目の履修者は1年次生と2年次生が混在する形態をとり、両学年に担当する。

### ⑤ 研究指導科目

理論研究プログラム及び課題展開プログラムの学生が、自らの研究を着実に進展させ、水準の高い修士論文の執筆を支援するために設定された科目群である。両プログラムとも、原則として研究指導教員が開講する研究指導科目を履修するものとする。

理論研究プログラムでは、まず、修士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について綿密な指導を行う修士研究指導1を2年次前期に担当する。それを踏まえて、修士論文の完成に向けて、論点の整理や堅固な論証について、高度な個人指導を施すことで、具体的な論文執筆を支援する修士研究指導2を2年次後期に担当する。修士研究指導1及び2は、事前事後学習を含めて研究指導に要する時間を総合的に考慮し、それぞれ4単位科目として設定する。

課題研究プログラムでは、特定課題をテーマとして、学生の進捗にあわせて綿密に指導を行う課題論文指導を2年次後期に担当する。課題論文指導は、事前事後学習を含めて研究指導に要する時間を総合的に考慮し、4単位科目として設定する。

なお、理論研究プログラムにおいては修士研究指導1及び2の計2科目8単位が、課題



展開プログラムにおいては課題論文指導 1 科目 4 単位が必修として設定されており、確実に研究指導を行う体制を整えている。

## (2) 博士後期課程

研究者養成を主な目的とする博士後期課程の教育課程は、前述の通り、①大学院共通教育科目、②専攻科目、③研究指導科目の三つから構成される。このうち、①大学院共通教育科目は全学で設置する科目であり、法学政治学専攻で設置する科目は②及び③の科目群である。

### ① 大学院共通教育科目

大学院共通教育科目の研究公正 B については、研究科を横断して、博士論文をはじめとする学術研究の研究倫理面での基礎を養うことを目的として開講される講義であるから、新入大学院生が机を並べて講師の講義を聴講する講義形式となる。必修科目となる研究公正 B が 1 年次前期開講であるように、1 年次に履修することが期待される。

### ② 専攻科目

法学政治学の研究者として自立するために必要な理論的・先端的な能力の向上を目指す 2 単位の演習形式の科目である。学生自身の専攻分野に近接する科目から修得し、その後、関連科目に進むことが想定される。したがって、科目の履修者は 1 年次から 3 年次までが混在する形態をとり、全学年に配当するものとする。

### ③ 研究指導科目

博士後期課程の学生が、自らの研究を着実に進展させ、最高水準の博士論文の執筆を支援するために設定された科目群である。原則として研究指導教員が開講する研究指導科目を履修するものとする。また、いずれの科目も、指導教員と学生との個人指導またはごく少人数による集団指導を特徴とし、個々の学生の問題意識や研究の進捗度合いに応じて適切な指導を行う。まず、1 年次に配当する博士研究指導 1 により、博士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について、先行研究を幅広く渉猟することを中心に綿密な指導を行う。その後、2 年次に配当する博士研究指導 2 において、博士論文の完成に向けた執筆計画を具体化するとともに、学術的な意義や新規性の所在について深く検討する等の個人指導を行う。3 年次に配当する博士研究指導 3 で、堅固な論証に必要な諸点について綿密な指導を行い、学位取得を確実なものとし、博士論文の総仕上げとし、標準年限での学位取得を目指す。なお、博士研究指導 1・2・3 は、事前事後学習を含めて研究指導に要する時間を総合的に考慮し、それぞれ 4 単位科目として設定する。

## イ 履修指導及び研究指導体制

研究者の養成と高度職業人養成の両者を総合的に追求する大阪公立大学大学院法学研究科では、研究科構成員相互のインテンシブな知的交流が可能な規模と、高い研究水準を誇る教員集団による十分な指導の下で、学生が存分に研究できる環境を整える。

### (1) 博士前期課程

博士前期課程では、学生に対して、標準修業年限である2年間の授業・研究指導のあり方をあらかじめ理解できるよう手続き・制度を整える。具体的には、毎年、新年度の始まる直前の3月に当該年度に開講される授業科目と授業内容を一覧できるシラバス集を配布する。また、毎年4月に1年次生を対象としたオリエンテーションを実施し、本研究科のカリキュラムや履修方法について説明を行うとともに、学生便覧を通して学生が常にそれらの内容を確認できるようにする。

また、理論研究プログラム向けと課題展開プログラム向けに分かれた入試方式、及び入学後の学生本人の意向により、入学後の4月に所属プログラムを決定する。加えて、学生の専攻分野及び入学試験時に希望した指導教員名に基づき、入学後の4月に指導教員を決定する。指導教員は研究指導のほか、履修科目の決定など、学修全般についての相談に応じる。標準修業年限の2年間にプログラムを変更する場合は、指導教員及び大学院教務委員の指導のもとで申出を行い、研究科教授会で決定する。変更時期は、9月及び3月とする。

指導教員は、学生が標準修業年限の2年で修士論文を完成させられるよう、大学院入学直後から緊密に連絡を取り合い、学生の学修状況の把握に努める。そのうえで、学生は1年次の後期に演習科目である法学政治学ワークショップに参加し、他の修士課程学生の研究に学び、修士論文の執筆に必要な多様な研究アプローチに親しむことが強く推奨される。この法学政治学ワークショップは、基礎法学領域・実定法領域・政治学領域それぞれの教員が担当することで、学生が自らの研究の多角的な検討を可能とするよう指導する。その他の教員は、理論研究プログラムに所属する学生に、理論研究科目の履修を通じて修士論文執筆に必要な理論や外国語のスキルを身につけさせる。また、課題展開プログラムに所属する学生には、課題展開科目の履修を通じて修士論文執筆に必要な理論や専門知識を教授する。

2年次以降では、理論研究プログラムに所属する学生は、2年次前期に修士研究指導1、2年次後期に修士研究指導2を履修し、修士論文を完成させる。修士研究指導1では、指導教員が個人指導またはごく少人数による集団指導により、修士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について綿密な指導を行う。修士研究指導2では、修士論文の完成に向けて、論点の整理や堅固な論証について個人指導を施し、具体的な論文執筆を支援する。課題展開プログラムに所属する学生は、2年次後期に課題論文指導を履修し、学生の進捗にあわせた綿密な指導を受けることで、特定課題をテーマとした修士論文を完成させる。

### (2) 博士後期課程

博士後期課程では、学生に対して、標準修業年限である3年間の授業・研究指導のあり方をあらかじめ理解できるよう手続き・制度を整える。具体的には、毎年、新年度の始まる直前の3月に当該年度に開講される授業科目と授業内容を一覧できるシラバス集を配布する。また、毎年4月に1年次生を対象としたオリエンテーションを実施し、本研究科のカリキュラムや履修方法について説明を行うとともに、学生便覧を通して学生が常にそれらの内容を確認できるようにする。

また、学生の専攻分野及び入学試験時に希望した指導教員名に基づき、入学後の4月に指導教員を決定する。指導教員は研究指導のほか、履修科目の決定など、学修全般についての相談に応じる。

指導教員は、学生が標準修業年限の3年間で博士論文を完成させられるよう、大学院入学直後から緊密に連絡を取り合い、学生の学修状況の把握に努める。そして、学生は原則として研究指導教員が開講する研究指導科目を履修し、計画的に博士論文を準備していく。1年次に配当する博士研究指導1により、博士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について、先行研究を幅広く渉猟することを中心に綿密な指導を行う。その後、2年次に配当する博士研究指導2において、博士論文の完成に向けて、執筆計画を具体化するとともに、学術的な意義や新規性の所在について深く検討する等の個人指導を行う。3年次に配当する博士研究指導3で、堅固な論証に必要な諸点について綿密な指導を行い、標準年限での学位取得をめざす。

※添付資料2-1 博士前期課程 修了までのスケジュール表

※添付資料2-2 博士後期課程 修了までのスケジュール表

## ウ 修了要件

### (1) 博士前期課程

- 理論研究プログラムの修了要件は以下の通りとする。
  - 大学院共通教育科目から研究公正Aの1単位（必修）  
研究倫理について分野横断的に検討し修得することにより、博士論文をはじめとする学術研究の研究倫理面での基礎を養う。
  - 理論研究科目から8単位以上（選択必修）  
法学政治学の自立した研究者となるために必要な理論的・先端的な能力の向上を演習形式の科目の履修を通じて養成する。
  - 研究指導科目から修士研究指導1及び2の計2科目8単位（必修）  
指導教員と学生との個人指導、またはごく少人数による集団指導を通じて、自らの研究を着実に進展させ、水準の高い修士論文の執筆を支援する。博士後期課程への進学を視野に入れる理論研究プログラムでは修士論文として取り組むべき課題がより難易度の高いものとなるため、2年次前期と2年次後期の計2科目8単位の修得を求める。事前事後学習を含めて研究指導に要する時間を総合的に考慮し、修

士研究指導 1 科目あたり 4 単位を設定する。

- その他の法学政治学専攻が提供する専門科目と合計して 30 単位以上の単位取得  
修士論文の執筆に必要な多様な研究アプローチをワークショップ形式で検討する  
法学政治学ワークショップの履修を学生には推奨する。加えて、自己の研究分野に  
関する知識だけでなく、隣接諸領域を含めた法学・政治学の幅広い分野に関する知  
識を備えた研究者を養成するため、理論研究科目あるいは課題展開科目の履修を  
求める。修士学位の取得に十分な知識・能力を蓄えるのに必要な時間数を総合的に  
考慮し、博士前期課程の全体で 30 単位以上の単位取得を求める。

- 修士論文の審査合格（必修）

- 課題展開プログラムの修了要件は以下の通りとする。

- 大学院共通教育科目から研究公正 A の 1 単位（必修）

研究倫理について分野横断的に検討し修得することにより、博士論文をはじめと  
する学術研究の研究倫理面での基礎を養う。

- 課題展開科目から 8 単位以上（選択必修）

自らの関心に向き合い、探求すべき課題を見いだす能力の向上を図る講義形式の  
科目の履修を 8 単位以上求める。

- 研究指導科目から課題論文指導の 4 単位（必修）

指導教員と学生との個人指導、またはごく少人数による集団指導を通じて、水準の  
高い修士論文の執筆を支援する。高度職業人養成を目的とする課題展開プログラ  
ムでは、修士論文の課題を発見し、それを解決するために綿密な指導を行うために、  
2 年次後期に 1 科目 4 単位の修得を求める。事前事後学習を含めて研究指導に要す  
る時間を総合的に考慮し、課題論文指導には 4 単位を設定する。

- その他の法学政治学専攻が提供する専門科目と合計して 30 単位以上の単位取得  
修士論文の執筆に必要な多様な研究アプローチをワークショップ形式で検討する  
法学政治学ワークショップ、および法学・政治学に関する基盤的な知見を修得する  
法学政治学演習など、学問的基礎を鍛錬する科目の履修も学生には推奨する。加え  
て、実践的な問題の発見、および問題の解決に向けた理論的・実証的研究手法の習  
得に向けて、課題展開科目あるいは理論研究科目の履修を求める。修士学位の取得  
に十分な知識・能力を蓄えるのに必要な時間数を総合的に考慮し、博士前期課程の  
全体で 30 単位以上の単位取得を求める。

- 修士論文の審査合格（必修）

## (2) 博士後期課程

- 博士後期課程の修了要件は以下の通りとする。

- 大学院共通教育科目から研究公正 B の 1 単位（必修）

研究倫理について分野横断的に検討し修得することにより、博士論文をはじめとする学術研究の研究倫理面での基礎を養う

- 専攻科目から4単位以上（選択必修）  
法学政治学の研究者として自立するために必要な理論的・先端的な能力の向上を目指して、演習形式の専攻科目を4単位以上修得することを求める。
- 研究指導科目から博士研究指導1・2・3の計3科目12単位（必修）
- 自らの研究を着実に進展させ、最高水準の博士論文の執筆するために、原則として指導教員と学生との個人指導、またはごく少人数による博士研究指導を1年次から3年次まで履修する。標準修業年限の3年の間に、博士論文のテーマの設定を行い、先行研究の検討から学術的な意義や新規性の所在を明らかにし、命題の可否を明らかにするために堅固な論証を行うという博士論文執筆の各段階を、指導教員と学生が共に計画的に進めていく。事前事後学習を含めて研究指導に要する時間を総合的に考慮し、博士研究指導1科目あたり4単位を設定する。
- 上記科目により17単位以上の単位取得
- 博士論文の審査合格（必修）

## エ 履修モデル

上記ア及びビで述べたように、本法学研究科法学政治学専攻では多様な学生の要請と適性にあわせてきめ細かな教育を行うことを主眼としており、そこでの教育のあり方については極めて高い個別性を前提とした履修モデルとなる。具体的には別紙のとおりである。

※添付資料3-1 履修モデル(法学研究科法学政治学専攻 博士前期課程)

※添付資料3-2 履修モデル(法学研究科法学政治学専攻 博士後期課程)

## オ 学位論文審査体制

### (1) 博士前期課程

修士（法学）の学位論文の審査及び試験は、法学研究科教授会において審査委員会を設けて行う。審査委員会は、法学研究科教授会において法学研究科所属教員の中から選出された3名以上の審査委員(内1名は、主査)をもって組織する。ただし、法学研究科教授会において必要があると認めるときは、他の研究科等又は国内の他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。また、試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。

審査委員会は、修士（法学）の学位論文の審査が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨に修士（法学）の学位授与に値するか否かの意見書を添え、研究科教授会に報告しなければならない。

法学研究科教授会は、審査委員会による報告にもとづいて学位を授与できるか否かを審議する。学位授与の審議結果には、法学研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、無

記名投票によりその 3 分の 2 以上の同意を必要とする。学位授与の審議を行ったときは、法学研究科長は、審議結果を学長に提出する。

## (2) 博士後期課程

博士（法学）の学位論文の審査及び試験は、法学研究科教授会において審査委員会を設けて行う。審査委員会は、法学研究科教授会において法学研究科所属教員の中から選出された 3 名以上の審査委員(内 1 名は、主査)をもって組織する。ただし、法学研究科教授会において必要があると認めるときは、他の研究科等又は国内の他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。また、試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行う。

審査委員会は、博士（法学）の学位論文の審査、試験及び学力の確認が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に博士（法学）の学位授与に値するか否かの意見書を添え、法学研究科教授会に報告しなければならない。なお、学位論文の審査にあたっては、審査委員会は、学位論文の受理後遅滞なく、公聴会を開催する。

法学研究科教授会は、審査委員会の報告にもとづいて学位を授与できるか否かを審議する。学位授与の審議結果には、法学研究科教授会構成員の 3 分の 2 以上が出席し、無記名投票によりその 3 分の 2 以上の同意を必要とする。学位授与の審議を行ったときは、法学研究科長は、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添えて審議結果を学長に提出する。

### カ 学位論文の審査基準

#### (1) 博士前期課程

##### ○ 修士論文の審査の基準

修士論文は、専攻分野における学術的課題の把握と一定程度の研究遂行能力を示すことにより合格とする。その判断基準は以下の通りである。

- 1) 当該研究領域における学術的意義が認められること。
- 2) 資料及び先行研究が適切に取り扱われていること。
- 3) 適切な表記・表現が用いられていること。
- 4) 論理的整合性が保持されていること。

口述試験においては、提出された修士論文が上述の審査基準を満たすものであるかどうかを口頭試問を通じて確認する。

#### (2) 博士後期課程

○ 博士論文の審査の基準

博士論文は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を示すことにより合格とする。その判断基準は以下の通りである。

- 1) 当該研究領域における高度の学術的意義が認められていること。
- 2) 資料および先行研究が適切に取り扱われていること。
- 3) 適切な表記・表現が用いられていること。
- 4) 論理的整合性が保持されていること。

口述試験においては、提出された博士論文が上述の審査基準を満たすものであるかどうかを口頭試問を通じて確認する。

キ 学位論文の公表方法

(1) 博士前期課程

修士論文については、大阪公立大学大学院法学研究科における学術雑誌となる予定である『法学雑誌』等への掲載を目標とする。大阪市立大学『法学雑誌』においては、指導教員を含む 3 名の専任教員の推薦と編集委員会の審査を得て修士論文を基礎とした論文の掲載が認められる。大阪公立大学大学院法学研究科においてもこの方針を維持することによって、修士論文の積極的な公表を促す。

(2) 博士後期課程

博士（法学）の学位を授与したときは、本学は、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文の審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。また、博士（法学）の学位を授与された者は、原則として、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。もっとも、学長は、法学研究科教授会がやむを得ない事由があると認めるときは、当該博士の学位を授与された者が、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することを認めることができる。ここでの公表は、インターネットの利用による公表とし、インターネットの利用による公表の具体的な方法としては、本学機関リポジトリによる公表とする。

ク 研究の倫理審査体制

まず、博士前期課程及び博士後期課程に入学した学生は、大学院共通教育科目の研究公正 A または B を必修科目として履修する。また、研究指導においても必要に応じて研究倫理についての指導がなされる。

そのうえで、学生が法学研究科の専任教員の指導の下で人を調査・実験の対象とする研究を行う場合は、当該教員が申請者となって、研究科内に設置する研究倫理委員会に申し出る。同委員会は、全学で定める倫理綱領等に基づき、研究対象者の人権等の観点に留意し、研究計画の審査を行う。学生は、研究倫理審査委員会の承認後に、調査・実験等を実施するものとする。

※添付資料4 大阪公立大学法学研究科研究倫理委員会規程(案)

#### ケ 多様なメディアの活用

該当なし

#### コ 他大学における授業科目の履修等

該当なし

### 7 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

該当なし

### 8 教育課程連携協議会について ※専門職大学院のみ

該当なし

### 9 施設、設備等の整備計画

#### ア 校地、運動場の整備計画

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照。

#### イ 校舎等施設の整備計画

教育研究に使用する施設、設備等

法学研究科において教育研究を行う施設、設備については、「大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類」に記載のほか、大阪市立大学の杉本キャンパスの施設・設備等を継承する次の施設、設備等により実施することから、学生、教員に対して十分な教育研究環境を提供するものである。

##### 1) 講義室・演習室・研究室等

法学研究科では、授業の形態に応じて講義室や演習室等の施設を使用し、専任教員には研究室を割り当て、学部教育と大学院教育を実施する。法学研究科における施設概要は次のと



おりである。

#### 【施設概要】

- ・ 講義室 25 室
- ・ 演習室 4 室
- ・ 研究室 48 室（共同研究室、客員教授室等を含む）
- ・ 実習室 4 室

法学研究科教員の研究室が配置されている研究棟（法学部棟）に隣接する施設（経済研究棟）に大学院生研究室を設置する。大学院生用の研究室を合わせると、博士前期課程・博士後期課程の大学院生が個別に利用できる机・椅子・書架を配置できる面積が確保されており、自主的に勉強・研究を行うことができる環境を整えている。

※添付資料 5 法学研究科法学政治学専攻 大学院生室

#### ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照。

## 10 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

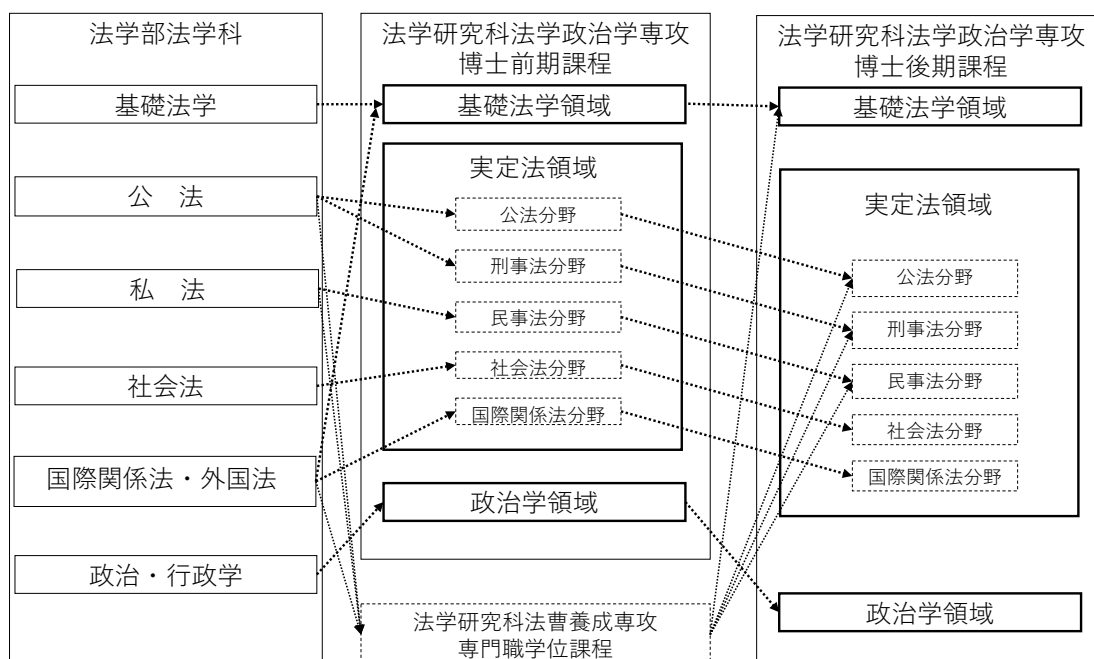
大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻は、大阪公立大学法学部を基礎とした研究科である。同大学法学部では3コース制のもとで司法コース、行政コース及び企業・国際コースを設置しており、これを基礎としつつ、後の2つを発展させる形で、博士前期課程課題展開プログラムの公共法政領域及びグローバル法政領域を設置するなど接続を意識したカリキュラムを構築している。また、法学部卒業年次の学生は大学院科目の先取り履修が一定の範囲で認められ、かつ、博士前期課程進学後に既修得単位認定がなされる等、学部教育と大学院教育の円滑な接続を図っている。さらに、入学選抜においても、法学部における学習の成果を積極的に評価する方式を採用することで、学部と大学院の連携を深めていく。

博士前期課程と博士後期課程との関係では、研究者養成に照準を合わせる理論研究プログラムと博士後期課程において、分野の特性に応じて基礎法学領域、実定法領域及び政治学領域に区分した科目配置とする点で共通し、さらに両科目は原則合併開講とするなど密接に連携している。入学選抜においても、本研究科博士前期課程修了者については、プログラムの性格に応じて、それまでの学修を積極的に評価する方式を採用することにより、博士前期課程と博士後期課程の円滑な接続を図る。

教員配置についても、法学部と法学研究科を兼務する組織編成を通じて、基礎法学、公法、私法、社会法、国際関係・外国法及び政治・行政学の各分野にわたり、学部教育と大学院教育の両方に責任を持つ万全の体制を構築している。具体的には、下の関係図に記載した通り、法学部法学科専任教員のうち、併設する法曹養成専攻（法科大学院）専任教員を除く全ての

教員が博士前期課程の専任教員として、基礎法学・実定法・政治学の各領域で研究教育を担う。また、博士後期課程では、博士前期課程専任教員に加え、法曹養成専攻専任教員（実務家教員を除く）が専任教員となり研究教育に従事する。

基礎となる学部（又は修士課程）との関係図



## 1.1 入学者選抜の概要

### ア アドミッションポリシー

#### (1) 博士前期課程

法学政治学は民主主義社会における基盤的な研究領域である。新大学の法学研究科法学政治学専攻では、約70年にわたって法学政治学の研究教育機関として一定の役割を果たしてきた大阪市立大学大学院法学研究科の伝統を継承しつつ、高度な水準で法学政治学の研究を遂行する能力を有する研究者・法学政治学について専門的な知識を備えた高度職業人を育成することにより、ますます複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題の解決への貢献をめざすことを教育研究の理念とする。

このような教育研究の理念の達成・実現に向けて、法学研究科法学政治学専攻博士前期課程では、次のような資質と能力、意欲を持った学生を求める。

- ①法学的・政治学的問題に豊かな関心を持ち、解決策を模索する強い意志を持つ人
- ②実務経験の中で生じる問題を、法学的・政治学的観点から考察しようとする意志を持つ人

人

以上に基づき、次の能力や適性を身につけた学生を選抜する。

- ①法学・政治学の高度の研究を遂行するために不可欠な基礎的知識を身につけた人
- ②自己の見解を論理的に構築・展開して、相手に説明し正当化する能力を身につけた人

## (2) 博士後期課程

法学政治学は民主主義社会における基盤的な研究領域である。新大学の法学研究科法学政治学専攻では、約70年にわたって法学政治学の研究教育機関として一定の役割を果たしてきた大阪市立大学大学院法学研究科の伝統を継承しつつ、高度な水準で法学政治学の研究を遂行する能力を有する研究者・法学政治学について専門的な知識を備えた高度職業人を育成することにより、ますます複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題の解決への貢献をめざすことを教育研究の理念とする。

以上の教育研究理念の達成・実現に向けて、法学研究科法学政治学専攻博士後期課程では、次のような資質と能力、意欲を持った学生を求める。

- ①法学的・政治学的問題に豊かな関心を持ち、解決策を模索する強靱な意志を持つ人
- ②自立した研究者として、法学・政治学の高度の研究を遂行するために不可欠な法学的・政治学的知識を持つ人

以上に基づき、次の能力や適性を身につけた学生を選抜する。

- ①法学・政治学の歴史的・国際的研究をするために必要な外国語の能力を身につけた人
- ②自己の見解を論理的に構築し、それを文章化して広く世に問う能力を身につけた人

## イ 入学者選抜の方法と体制

### (1) 博士前期課程

以上のアドミッション・ポリシーを踏まえて、理論研究プログラム及び課題展開プログラムに応じて、①一般選抜（理論研究プログラム及び課題展開プログラム）、②外国人特別選抜（理論研究プログラム及び課題展開プログラム）、③社会人特別選抜（課題展開プログラム）、及び④推薦入学特別選抜（理論研究プログラム及び課題展開プログラム）を行うことで、多様なバックグラウンドを有する志願者に受験機会を提供する。

募集人員は、8人とし、プログラム及び選抜方式ごとの定員は設けない。実施時期は、①一般選抜、②外国人特別選抜及び③社会人特別選抜は前年9月頃に行う。合格者数によっては、当年2月頃に再募集を行う。④推薦入学特別選抜は前年7月頃に行う。

選抜方法は、選抜方式に応じて定める筆答試験及び口述試験によるものとし、選抜試験

の成績及び出願書類の内容を総合して行う（詳細は以下及び総括表を参照のこと）。

ア 筆答試験（専門科目）

- （ア）大学院で専攻する科目等を設定し、1科目100点満点とする。
- （イ）試験時間は、1科目受験の場合は90分、2科目受験の場合は180分とする。
- （ウ）「六法」を1冊貸与する。

イ 筆答試験（外国語科目）

- （ア）英語、ドイツ語、フランス語及び中国語を設定し、1科目100点満点とする。
- （イ）試験時間は、90分とする。
- （ウ）辞書（電子辞書を除く）1冊の持ち込みを可とする。

ウ 口述試験

- （ア）選抜方式に応じて必要な事項について、日本語で行う。
- （イ）合または否で判定する。

①一般選抜

選抜方法は、理論研究プログラムと課題展開プログラムで異なり、前者では、研究者養成のための基礎的な能力を見るという観点から、筆答試験（専門科目）2科目（専攻科目1科目を含む）、筆答試験（外国語試験）1科目及び、口述試験を課す。これに対して、後者では、特定のテーマを探究する能力を測るという点で、筆答試験（専門科目）専攻科目1科目と口述試験によって選抜する。なお、成績証明書によって示された学業成績が著しく高い場合又は任意に提出された論文の水準が極めて高い場合には、筆答試験の一部又は全部を免除し、その内容により評価することとし、それまでの学部における学習の成果を積極的に評価することとする。

②外国人特別選抜

外国人留学生を積極的に受け入れるため、特別選抜を実施する。

選抜方法は、理論研究プログラムと課題展開プログラムで異なり、前者では、研究者養成のための基礎的な能力を見るという観点から、筆答試験（専門科目）専攻科目1科目、筆答試験（外国語試験）1科目（ただし辞書を2冊持ち込み可とする特例を設ける。）及び、口述試験を課す。これに対して、後者では、特定のテーマを探究する能力を測るという点で、筆答試験（専門科目）専攻科目1科目と口述試験によって選抜する。学修に必要な日本語能力については、出願書類の他、口述試験においてパーソナル・ヒストリーや留学の目的について日本語で説明させることにより適切に判別する。

③社会人特別選抜

社会人経験を持つ者を受け入れるため、特別選抜を実施する。

定める出願資格を充たし、かつ、出願する年度の3月31日時点において3年以上の職業

その他の社会的実務経験を有することを出願資格とする。また、研究科独自の出願書類としては、研究計画書を提出させる他、希望者は専攻分野に関連した研究成果（3点以内）を提出することができる。

選抜方法は、社会人経験を踏まえて特定の課題を探究するのに必要な基礎的な能力を測るという観点から、筆答試験（専門科目）専攻科目1科目及び口述試験で行う。なお、任意に提出された研究成果の水準が極めて高い場合には、筆答試験を免除し、その内容により評価することとし、それまでの職業等の社会的実務経験に根ざした学術的な成果を積極的に評価することとする。

#### ④推薦入学特別選抜

学部における学業成績が特に優秀である者を早期に選抜し、大学院教育への円滑な接続をはかるため、両プログラムを対象に特別選抜を実施する。

かかる点から、当該受験年度に大学を卒業見込みの者又は大学卒業年度の末日から当該受験年度の末日までの期間が5年を超えない者のいずれかに該当する者で、それぞれの分野の専門教育を受け、学業成績が極めて優秀であり、合格した場合には必ず入学することを確約できる者に限定して出願資格を定める。また、入学願書等の他、推薦書、研究計画書、自己推薦書の提出を出願時に求める。

選抜方法は、提出された書類をもとに口述試験のみで行う。

募集人員 8 名		一般選抜		外国人留学生特別選抜		社会人特別選抜	推薦入学特別選抜	
		理論研究プログラム	課題展開プログラム	理論研究プログラム	課題展開プログラム	課題展開プログラム	理論研究プログラム	課題展開プログラム
選抜方法	外国語	1科目		1科目				
	専門	2科目	1科目	1科目	1科目	1科目		
	口述	口述	口述	口述	口述	口述	口述	口述
出願資格		なし	なし	留学生	留学生	3年以上の職業その他の社会的実務経験	卒業見込み～卒業後5年以内	
							学業成績優秀	
							入学確約	

出願書類	研究計画書 論文（任意）	研究計画書 論文（任意）			研究計画書 研究成果（任意）	推薦書 研究計画書 自己推薦書
------	-----------------	-----------------	--	--	-------------------	-----------------------

## (2) 博士後期課程

アドミッション・ポリシーを踏まえて、①一般選抜及び②外国人特別選抜を行う。

募集人員は、4人とし、選抜方式ごとの定員は設けない。実施時期は、①一般選抜と②外国人特別選抜ともに当年2月頃に行う。

選抜方法は、選抜方式に応じて定める筆答試験及び口述試験によるものとし、選抜試験の成績及び出願書類の内容を総合して行う。

### ア 筆答試験（専門科目）

（ア）大学院で専攻する科目等を設定し、1科目100点満点とする。

（イ）試験時間は、90分とする。

（ウ）「六法」を1冊貸与する。

### イ 筆答試験（外国語科目）

（ア）英語、ドイツ語、フランス語及び中国語を設定し、1科目100点満点とする。

（イ）試験時間は、90分とする。

（ウ）辞書（電子辞書を除く）1冊の持ち込みを可とする。

### ウ 筆答試験（テーマ科目）

（ア）外国の大学院を修了した外国人留学生を対象に当該受験生の業績及び研究テーマについて出題し、100点満点とする。

（イ）試験時間は、90分とする。

（ウ）日本語で行う。

### エ 口述試験

（ア）選抜方式に応じて必要な事項について、日本語で行う。

（イ）合または否で判定する。

## ①一般選抜

出願書類は、願書等の他、研究科独自の書類として、修士論文の有無に応じて以下の通りに求める。

### ア 共通

（ア）研究計画書

（イ）修士学位又は専門職学位修得後に専攻する分野に関連した研究成果を有する希望者は、主要業績3点以内及びその各要旨

イ 修士論文により修士学位を取得（見込）の者

修士論文とその要旨

ウ イ以外の者

専攻科目に関して適宜課題を設定し、それについて論述した小論文及びその要旨

選抜方法は、研究者養成に必要な能力を測るという観点から、筆答試験（専門科目）専攻科目 1 科目、筆答試験（外国語試験）専攻分野により指定された外国語科目 1 科目、及び口述試験で行う。ただし、博士前期課程との円滑な接続を図るため、プログラムの性格に応じて、本研究科博士前期課程理論研究プログラムを修了（見込）の者は、筆答試験（専門科目）及び筆答試験（外国語科目）を、本研究科博士前期課程課題展開プログラムを修了（見込）の者は筆答試験（専門科目）を免除する。さらに、提出された修士論文又は小論文の水準が極めて高い場合は筆答試験（専門科目）を免除することにより、優秀な法科大学院出身者及び他大学出身者の業績を積極的に評価する。

## ②外国人特別選抜

外国人留学生を積極的に受け入れるため、特別選抜を実施する。

出願書類は、願書等の他、研究科独自の書類として、修士論文の有無に応じて以下の通りに求める。

ア 共通

（ア）研究計画書

（イ）修士学位又は専門職学位修得後に専攻する分野に関連した研究成果を有する希望者は、主要業績 3 点以内及びその各要旨

イ 修士論文により修士学位を取得（見込）の者

修士論文とその要旨

ウ イ以外の者

専攻科目に関して適宜課題を設定し、それについて論述した小論文及びその要旨

選抜方法は、研究者養成に必要な能力を測るという観点では共通するものの、日本の大学院で修士論文により修士の学位を取得（見込）の者とそれ以外の者で区分する。前者は、筆答試験（外国語科目）指定外国語科目 1 科目及び口述試験で行う。後者は、筆答試験（テーマ科目）1 科目及び口述試験で行う。ただし、博士前期課程との円滑な接続を図るため、本研究科博士前期課程理論研究プログラムを修了（見込）の者は、筆答試験（外国語科目）を免除する。

ウ 多様な学生の受入

(1)選抜方式の多様性

前述のように、バックグラウンドの異なる多様な学生を受け入れるため、博士前期課程においては外国人特別選抜及び社会人特別選抜（全学で定める出願資格を充たし、かつ、出願する年度の3月31日時点において3年以上の職業その他の社会的実務経験を有する者に出願資格を与えている）を、博士後期課程においては外国人特別選抜をそれぞれ実施する。また、博士前期課程の一般選抜においても、法学・政治学を専攻してこなかった学生であっても、法学・政治学の基礎的な素養を確認した上で積極的に受け入れる。

外国人留学生に関しては、本研究科では法学・政治学の別なく比較の観点を重視しつつも、日本語による研究の遂行を中核に据えた研究指導を実施していることに鑑み、一定の日本語能力を具備していることを条件に受け入れる。その確認の方法としては、出願書類の一つとして日本語の能力証明書（公的試験の成績表、指導教員の記載・押印ある書面）の提出を求めるとともに、入学試験時の筆答試験において原則として日本語による解答を課し、また、口述試験では日本語での説明（パーソナル・ヒストリーと留学の目的）および質疑応答を実施する。

その他、入学手続の際に、保証人を立ててもらうことにより、経費支弁能力の確認を行い、後述の履修指導等を行うことにより、在籍管理も行う。

## (2) 長期履修制度

本研究科でも、全学の規定にのっとり、長期にわたる教育課程の履修（長期履修）の制度を設けており、社会人その他の事情に即した適切な履修ができるよう配慮する。

## (3) 履修指導等のサポート体制

博士前期課程・博士後期課程ともに、少人数教育を徹底する中で、研究指導教員による緊密な履修指導を行う。とりわけ、外国人留学生、社会人経験者及び他学部等出身者にとっては、学生生活も含めて研究指導教員を通じて適切な指導を行う。加えて、大学院教務委員による学習相談の機会を随時設ける。

また、万一、学生が休学（退学を含む。）を申請した際には、研究指導教員その他の教員による面談指導の機会を持つこととする。

## (4) 研究指導の柔軟性

本研究科における授業科目は、夜間及び土日の開講は行わないものの、研究指導科目については、研究指導教員の判断により、夜間及び土日に一部又は全部を行うなど、社会人その他の事情に即した適切な履修ができるよう配慮する。

## (5) 科目等履修生等の受入

博士前期課程・博士後期課程ともに、本研究科への入学を希望する外国人留学生等を念頭に研究生又は科目等履修生として受け入れる。ただし、若干名として募集する他、選考を行うことにより受入人数をごく少数に限るため、教育への支障は生じない。



## 1 2 取得可能な資格

該当なし

## 1 3 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

該当なし

## 1 4 2 以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

該当なし

※添付資料 6 新大学 新キャンパス整備に伴う校地（教育実施場所）遷移について

## 1 5 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

該当なし

## 1 6 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学では、平常時の面接による授業の実施を原則とするが、大学設置基準第 25 条第 2 項および本学の学則の規定に基づき、多様なメディアを高度に利用し、同時に双方向に行うことができる遠隔授業を実施できることとすることから、カリキュラムの改善等により、多様なメディアを利用した授業が必要となった場合は、文部科学省の告示の要件等に基づき、実施するものとする。

## 1 7 通信教育を行う課程を設ける場合

該当なし

## 1 8 管理運営

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照。

上記書類に記載した体制に加えて、研究科内に以下の管理運営体制を構築する。

- ①研究科長を補佐するため、副研究科長を置く。
- ②重要事項を審議するために置かれる研究科教授会の構成員は、教授及び准教授とし、原則として月 1 回開催するものとする。議事については、構成員の 2 分の 1 以上の出席を要するとともに（ただし、学位授与等重要事項については 3 分の 2 以上）、出席構成員の過半数

を持って決する（ただし、学位授与等重要事項については3分の2以上の多数をもって行う）。審議事項は、教授会規程の定めるところによる。

③法学研究科法学政治学専攻の管理運営については、大阪公立大学の研究教育上の基本組織が大学院研究科であることに鑑み、法学研究科が主体となって大学院・学部の管理運営を行う。教務事項については、法学部教務とは別に専従の大学院教務委員を配置する等により、学部とは独立した運営体制を構築する。

## 19 自己点検・評価

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照。

## 20 認証評価

該当なし

## 21 情報の公表

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照。

## 22 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

大阪公立大学・大阪公立大学大学院設置の趣旨等を記載した書類参照。

法学研究科における部局レベルの取組は、法学部と連携して一体的に行うことにより、教育改善活動の効率的かつ相乗的な効果をねらう。そのため、学部・大学院FD委員を設置し、教育改善活動の企画運営を担当する。

具体的には、第1に、毎年度2回程度、学部・大学院合同のFD研修会を開催し、現況についての教員間の相互理解を深めることを計画する。そのうち少なくとも1回は、教育の内部質保証と連動する形で、学部及び研究科の各授業の成績分布・学生受入・進路状況等についての基礎的なデータを用いた研修会とする。これにより、学部との接続を踏まえつつ大学院運営の改善点を検討することを企図する。その他の回については、教育改善に資するトピックを選定し意見交換を行う。

第2に、これらの機会を通じて抽出された教育改善のうち教育プログラムに関わる事項については、法学研究科内に常設される研究教育体制検討委員会において改善に向けた検討に着手する体制を構築する。

その他、法学研究科長は、毎年度に1回、法学研究科の学生から研究環境等に関する要望を聞くために、法学研究科の学生の代表者と会談する機会を設け、その結果を法学研究科教授会において報告することとする。このような仕組みを設けることにより、教員全員が大学院生の研究環境等に関する問題を共有することができ、かつ、これを改善することが可能となる。

## 法学研究科 法学政治学専攻

### 設置の趣旨等を記載した書類 添付資料

#### (目次)

資料 1	定年退職する教員を特例として新大学で勤務する 教員として雇用する場合の取り扱いについて	P. 2
資料 2-1	博士前期課程における修了までのスケジュール	P. 3
資料 2-2	博士後期課程における修了までのスケジュール	P. 7
資料 3-1	履修モデル(博士前期課程)	P. 9
資料 3-2	履修モデル(博士後期課程)	P. 11
資料 4	大阪公立大学法学研究科研究倫理委員会規程(案)	P. 12
資料 5	法学研究科法学政治学専攻 大学院生室	P. 15
資料 6	新大学 新キャンパス整備に伴う校地 (教育実施場所) 遷移について	P. 16
資料 7	カリキュラム・マップ	P. 17

定年退職する教員を特例として新大学で勤務する教員として  
雇用する場合の取り扱いについて

令和 2 年 8 月 26 日 理事長決裁

(趣旨)

- 1 この要項は、特例として、新大学の完成年度までに定年退職する教員を雇用する場合の取り扱いについて定める。

(適用対象)

- 2 この要項の適用対象者（以下「本要項適用者」という。）は、新大学の完成年度までに定年退職する教員で、担当する授業科目の特性等から同一専門分野の後任を直ちに確保することが困難である等理事長が特に必要と認める者とする。

(定年退職後雇用する場合の身分等)

- 3 本要項適用者を雇用する場合の身分は特任教員とし、当該本要項適用者が担当する学部・学域・研究科において教育研究を行う。

(任期)

- 4 本要項適用者の任期は、当該本要項適用者が担当する学部・学域・研究科の完成年度までとする。

(その他)

- 5 本要項適用者の任期以外の事項については、本要項の適用を受けない特任教員と同様とする。

附 則

この要項は、令和 2 年 8 月 26 日から施行する。

## 博士前期課程（理論研究プログラム）における修了までのスケジュール

	学生	指導教員	研究科教授会 (審査委員会)
1 年次	前期 所属プログラムを決定する。 専攻分野を定め、研究指導教員の希望を出す。  大学院共通教育科目の「研究公正 A」を履修する。 理論研究プログラム科目を履修する。	学生に対し、履修科目決定の相談に応じる。	専攻分野と学生の希望に基づき、研究指導教員を決定する。
	後期 法学政治学ワークショップを履修する。 理論研究プログラム科目を履修する。	学生に対し、履修科目決定の相談に応じる。	
2 年次	前期 理論研究プログラム科目を履修する。 修士論文指導 1 を履修する。  修士論文において、人を調査・実験の対象とする研究を行う場合は、指導教員と相談のうえ、倫理審査委員会に審査を申請する。	学生に対し、履修科目決定の相談に応じる。 修士論文指導 1 のなかで、テーマ設定、先行研究の検討、及び分析方法等について綿密な指導を行う。 学生の修士論文研究計画が人を調査・実験の対象とする研究を含む場合、研究科の設置する倫理審査委員会に審査を申請させる。	学生の申請に基づき、倫理審査委員会にて審査する。倫理審査委員会での承認を経て、調査・実験を実施する。
	後期 修士論文指導 2 を履修する。	修士論文の完成に向けて、論点の整理や堅固な論証について指導し、具体的な論文執筆を支援する。	
	修士論文を提出する。		法学研究科教授会において、提出された修士論文に対して審査委員

			会（主査1名、副査2名）を設置する。
	学位論文の審査を受ける。		審査委員会は、学位論文の審査が終了後、論文内容の要旨、審査結果の要旨に修士（法学）の学位授与に値するか否かの意見書を添え、研究科教授会に報告する。 法学研究科教授会は、審査委員会による報告にもとづいて学位を授与できるか否かを審議する。法学研究科長は、審議結果を学長に提出する。
	博士前期課程の修了、及び学位授与を受ける。		学長は学位記を交付し、修士（法学）の学位を授与する。

博士前期課程（課題展開プログラム）における修了までのスケジュール

	学生	指導教員	研究科教授会 (審査委員会)
1 年次	前期 所属プログラムを決定する。 専攻分野を定め、研究指導教員の希望を出す。  大学院共通教育科目の「研究公正 A」を履修する。 課題展開プログラム科目を履修する。	学生に対し、履修科目決定の相談に応じる。	専攻分野と学生の希望に基づき、研究指導教員を決定する。
	後期 法学政治学ワークショップを履修する。 課題展開プログラム科目を履修する。	学生に対し、履修科目決定の相談に応じる。	
2 年次	前期 課題展開プログラム科目を履修する。	学生に対し、履修科目決定の相談に応じる。	
	後期 課題論文指導を履修する。  修士論文において、人を調査・実験の対象とする研究を行う場合は、指導教員と相談のうえ、倫理審査委員会に審査を申請する。  修士論文を提出する。	特定課題をテーマとした修士論文の執筆に向けて、論点の整理や堅固な論証について綿密な指導を行う。  学生の修士論文研究計画が人を調査・実験の対象とする研究を含む場合、研究科の設置する倫理審査委員会に審査を申請させる。	学生の申請に基づき、倫理審査委員会にて審査する。倫理審査委員会での承認を経て、調査・実験を実施する。  法学研究科教授会において、提出された修士論文に対して審査委員会（主査1名、副査2名）を設置する。



	<p>学位論文の審査を受ける。</p> <p>博士前期課程の修了、及び学位授与を受ける。</p>		<p>審査委員会は、学位論文の審査が終了後、論文内容の要旨、審査結果の要旨に修士（法学）の学位授与に値するか否かの意見書を添え、研究科教授会に報告する。法学研究科教授会は、審査委員会による報告にもとづいて学位を授与できるか否かを審議する。法学研究科長は、審議結果を学長に提出する。学長は学位記を交付し、修士（法学）の学位を授与する。</p>
--	--	--	--

## 博士後期課程における修了までのスケジュール

	学生	指導教員	研究科教授会 (審査委員会)
1 年次	前期	<p>所属プログラムを決定する。</p> <p>専攻分野を定め、研究指導教員の希望を出す。</p> <p>専攻科目を履修する。</p> <p>大学院共通教育科目の「研究公正 B」を履修する。</p> <p>博士研究指導 1 を履修する。</p>	<p>専攻分野と学生の希望に基づき、研究指導教員を決定する。</p> <p>学生に対し、履修科目決定の相談に応じる。</p> <p>博士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について、先行研究を幅広く渉猟することを中心に綿密な指導を行う。</p>
	後期	<p>専攻科目を履修する。</p> <p>引き続き、博士研究指導 1 を履修する。</p>	<p>学生に対し、履修科目決定の相談に応じる。</p> <p>博士論文の作成に必要なテーマの設定や分析方法等について、先行研究を幅広く渉猟することを中心に綿密な指導を行う。</p>
2 年次	前期	<p>博士研究指導 2 を履修する。</p>	<p>博士論文の完成に向けて、執筆計画を具体化するとともに、学術的な意義や新規性の所在について深く検討する等の個人指導を行う。</p>
	後期	<p>引き続き、博士研究指導 2 を履修する。</p>	<p>博士論文の完成に向けて、執筆計画を具体化するとともに、学術的な意義や新規性の所在について深く検討する等の個人指導を行う。</p>
		<p>博士論文において、人を調査・実験の対象とする研究を行う場合は、指導教員と相談</p>	<p>学生の博士論文研究計画が人を調査・実験の対象とする研究を含む場合、研究科の設置する倫理審</p>

		のうえ、倫理審査委員会に審査を申請する。	査委員会に審査を申請させる。	
3 年 次	前期	博士研究指導3を履修する。	堅固な論証に必要な諸点について綿密な指導を行う。	
	後期	引き続き、博士研究指導3を履修する。  博士論文を提出する。  公聴会にて口頭試問を受ける。  博士後期課程の修了、及び学位授与を受ける。	堅固な論証に必要な諸点について綿密な指導を行う。	<p>法学研究科教授会において、提出された博士論文に対して審査委員会（主査1名、副査2名）を設置する。</p> <p>学位論文の受理後遅滞なく、公聴会を開催する。</p> <p>審査委員会は、博士（法学）の学位論文の審査終了後、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨に博士（法学）の学位授与に値するか否かの意見書を添え、法学研究科教授会に報告する。</p> <p>法学研究科教授会は、審査委員会による報告にもとづいて学位を授与できるか否かを審議する。法学研究科長は、審議結果を学長に提出する。</p> <p>学長は学位記を交付し、博士（法学）の学位を授与する。</p>

## 履修モデル（法学研究科法学政治学専攻 博士前期課程）

人材像：契約を主な専攻分野とする私法研究者

科目区分	1年次		2年次		単位 合計
	科目名	単位	科目名	単位	
大学院 共通 科目	研究公正A	1			
	小計	1	小計	0	1
共通 教育 科目	法学政治学ワークショップ	1			
理論 研究 科目	専攻 分野	民事法研究 2 社会法研究 2 公法研究 2	民事法研究	2	
	を基礎 的素養 を涵養 する 関連 分野	法制史研究 2 外国法研究 2	外国法研究	2	
課題 展開 科目	専攻 分野	民事手続法特論 2 倒産法特論A 2	倒産法特論B	2	
	を基礎 的素養 を涵養 する 関連 分野				
研究 科目 指導			修士研究指導1 4 修士研究指導2 4	4 4	
	小計	15	小計	14	29
合計		16		14	30

(注) 科目名欄の下線は必修科目を示す。

## 履修モデル（法学研究科法学政治学専攻 博士前期課程）

人材像：地方自治体の行政実務に携わる公務員

科目区分	1年次		2年次		単位 合計
	科目名	単位	科目名	単位	
通大 大学院 教育科共	研究公正A	1			
	小計	1	小計	0	1
共通 教育科 目	法学政治学ワークショップ	1			
	法学政治学演習	2			
	法学政治学演習	2			
理論 研究科 目	専攻分野	公法研究	2	公法研究	2
	を基礎的 関連する 分野				
課題 展開 科目	専攻分野	憲法特論 行政法特論 租税法特論 刑事政策特論	2 2 2 2	行政学特論	2
	を基礎的 関連する 分野	企業法特論	2	国際人権法特論 比較政治学特論	2 2
研究 科目 指導			課題論文指導	4	
	小計	17	小計	12	29
合計		18		12	30

(注)科目名欄の下線は必修科目を示す。

## 履修モデル（法学研究科法学政治学専攻 博士後期課程）

人材像：憲法学に携わる研究者

科目区分	1年次		2年次		3年次		単位 合計
	科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位	
共通 科目 教育	<u>研究公正B</u>	1					
	小計	1	小計	0	小計	0	1
専攻 科目	実定 領域 公法研究	2					
	基礎 領域 外国法研究	2					
研究 科目 指導	博士研究指導1	4	博士研究指導2	4	博士研究指導3	4	
	小計	8	小計	4	小計	4	16
合計		9		4		4	17

(注)科目名欄の下線は必修科目を示す。

## 大阪公立大学法学研究科研究倫理委員会規程(案)

(趣旨)

**第1条** この規程は、大阪公立大学法学研究科において行われる、人を直接の対象とする研究において、「大阪公立大学倫理綱領」および「大阪公立大学『人を対象とする研究』倫理規準」に則った倫理的配慮を図るため、大阪公立大学法学研究科研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置するとともに、その組織および運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 研究科長
- 二 副研究科長（法曹養成専攻長を除く。）
- 三 法学研究科人権問題委員1名

2 研究科長は、必要があると認めるときは、法学研究科の教員から委員を推薦することができる。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

**第4条** 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

**第5条** 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査および議決に加わることはできない。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。
- 5 委員会の議事は記録を作成し、保存するものとする。
- 6 委員会は非公開とする。委員および前項に規定する者は、職務上知り得た情報を

正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(審議事項)

**第6条** 委員会は、次の各号に掲げる、人を直接の対象とする研究を審査対象として、その研究計画等の審査を行う。

- 一 法学研究科の専任教員が行う研究
- 二 法学研究科の特任教員が行う研究
- 三 法学研究科の大学院生、研究生が法学研究科の専任教員の指導の下に行う研究

**2** 委員会は、研究における倫理のあり方について審議する。

(審査手続)

**第7条** 委員会は、前条第1号および第2号については当該研究を行う教員の、第3号については当該研究を行う者の指導教員（以下、「申請者」という。）の申請に基づき、審査を行う。

**2** 前項の申請は、研究計画等を、別に定める書式により委員長に提出して行う。

(審査の観点)

**第8条** 審査は申請書に記載されている研究計画等の内容を対象に、次の各号に掲げる点に留意して行う。

- 一 研究の対象となる個人の人権の擁護
- 二 研究の対象となる個人に理解と同意を得る方法
- 三 研究によって生ずる個人・団体に対する不利益ならびに危険性
- 四 研究がもたらす学術的貢献

(判定)

**第9条** 審査に基づく研究計画等の承認の可否の判定は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

(審査結果)

**第10条** 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を申請者に通知しなければならない。

(研究計画等の変更)

**第11条** 申請者は、承認された研究計画等を大幅に変更しようとするときは、遅滞なく委員長に届け出なければならない。

**2** 委員長は、前項の届出について、必要があると認めるときは、当該変更にかかる研究計画等について、改めて審査の手続をとることができる。

(研究の変更、中止)

**第12条** 申請者は、研究対象者に危険や不利益が生じた場合には、速やかに委員長



に報告しなければならない。

- 2 委員長は、前項の報告を委員会の審議に付し、その議を経て、当該研究の変更、中止その他必要な事項について決定する。

(異議申し立て)

**第13条** 申請者は、第10条に定める審査結果および前条に定める研究の変更、中止にかかる決定に異議のあるときは、理由書を添えて委員長に再審査を求めることができる。

(研究実施報告書)

**第14条** 委員会は、必要があると認めるときは、申請者に研究の実施状況について報告を求めることができる。

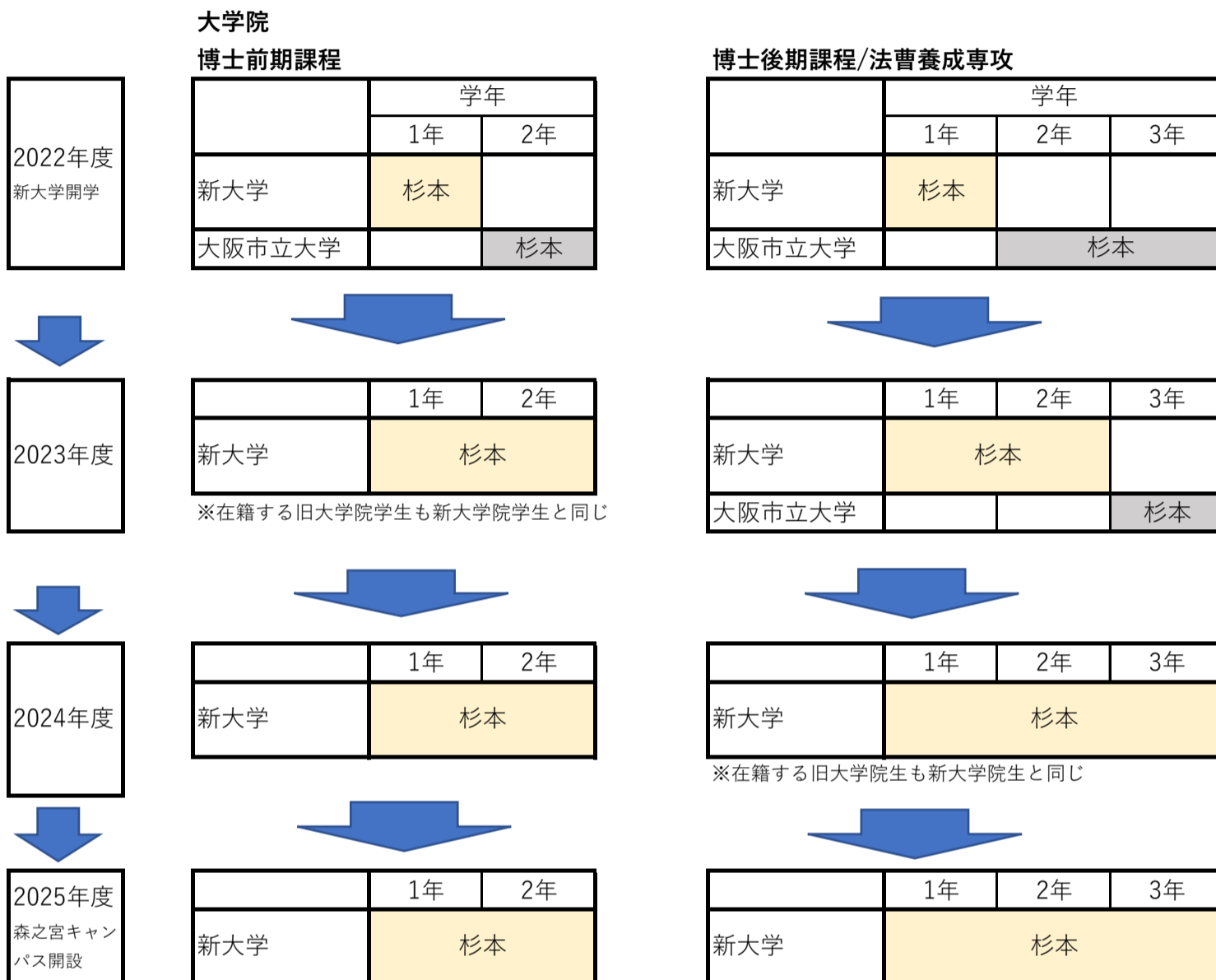
- 2 申請者は、前項の求めがあるときは、研究終了後、速やかに研究の終了と結果の概要を報告しなければならない。

(公表)

**第15条** 委員会は、第6条第5項の記録のうち、議事要旨を公表することができる。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性または知的財産権の保護のため、非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。

法学研究科キャンパスの遷移(法科大学院を含む)

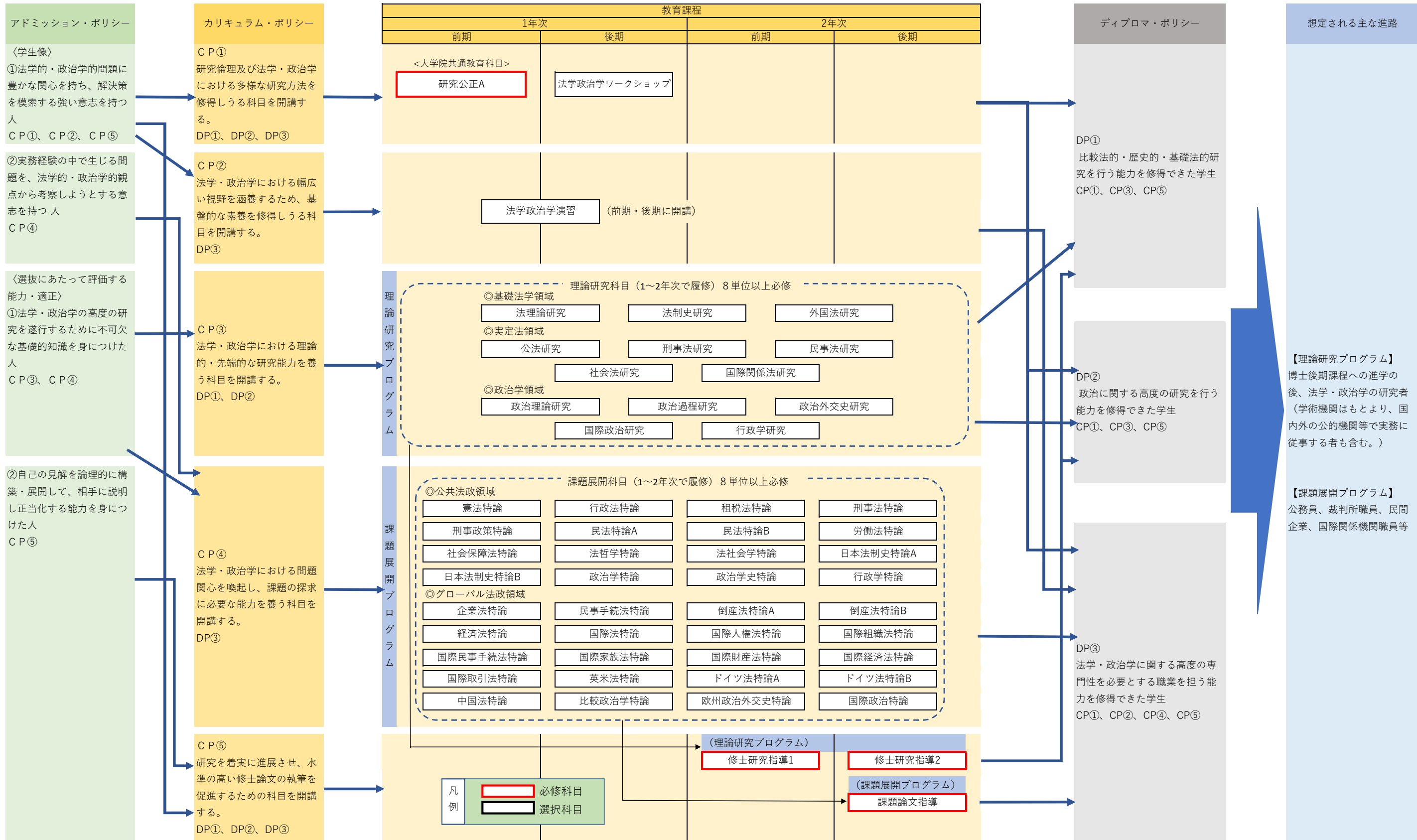
新大学 新キャンパス整備に伴う校地（教育実施場所）遷移について



法学研究科 法学政治学専攻(博士前期課程) カリキュラム・マップ

**【設置の趣旨・必要性】**  
 法学および政治学は、民主主義社会における基盤的な研究領域であるとともに、その中核を担う市民を育成するために不可欠な学問領域でもある。大阪公立大学においても、大学院法学研究科法学政治学専攻を設置し、わが国の豊かな法学・政治学研究の発展に寄与するとともに、民主主義社会の担い手である市民を数多く育成することが求められている。本専攻は、将来を担う優秀な法学・政治学の研究者を養成すること、および、実社会において、より高度かつ専門的な法学・政治学の知見を基礎とした合理的判断を地道に繰り返すことを通じ、課題解決の道を探ることのできる自立的な高度職業人を養成することを、その理念・目的とする。

**【養成する人材像】**  
 ・高度な水準で法学・政治学の研究を遂行するとともに、民主主義社会の中核を担う市民を育成する高い能力を有する研究者  
 ・複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題に向き合い、より専門的な法学・政治学の知見を基礎とした合理的判断に基づき、粘り強く解決の道を探ることのできる自立的な高度職業人



法学研究科 法学政治学専攻(博士後期課程) カリキュラム・マップ

【設置の趣旨・必要性】

法学および政治学は、民主主義社会における基盤的な研究領域であるとともに、その中核を担う市民を育成するために不可欠な学問領域でもある。大阪公立大学においても、大学院法学研究科法学政治学専攻を設置し、わが国の豊かな法学・政治学研究の発展に寄与するとともに、民主主義社会の担い手である市民を数多く育成することが求められている。大阪公立大学大学院法学政治学専攻は、長年にわたり都市大阪における研究機関として貢献を続けてきた大阪市立大学大学院法学研究科の伝統を継承し、将来を担う優秀な法学・政治学の研究者を養成することを、その理念・目的とする。

【養成する人材像】

高度な水準で法学・政治学の研究を遂行するとともに、民主主義社会の中核を担う市民を育成する高い能力を有する研究者

